

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第1号
主務官庁	経済産業省

## 輸出許可申請書

①会社の代表権を持った者が申請すること  
経済産業大臣殿

申請者

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長  
記名押印  
又は署名

代表者印

経済太郎

※許可番号	
※有効期限	

申請年月日 2004. 11. 15

住所 東京都 〇〇区 〇〇〇 1-1-1 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次の輸出の許可を外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により申請します。

取引の明細

②

(1) 買主名 ABC Corporation 住所 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 Taipei, Taiwan

(2) 荷受人 ABC Corporation 住所 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 Taipei, Taiwan

(3) 需要者(貨物を費消し、又は加工する者) ABC Corporation 住所 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 Taipei, Taiwan

(4) 仕向地 Taiwan 経由地 Direct

(5) 商品内容明細

⑤

⑤

商品名	型及び等級	輸出貿易管理令		単位	数量	価額	
		別表第1 貨物番号				単価	総額
〇〇〇〇 System	Model: ABCD	6 (2)		Set	3	@ JPY 8,000,000	CIF Taipei JPY 24,000,000
					計 3 Sets		計 JPY 24,000,000

(ただし、数量及び総額が XX %増加することがある。)

※許可又は不許可

この輸出許可申請は、

外国為替及び外国貿易法第48条第1項  
外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
輸出貿易管理令第8条第2項

の規定により

許可	する。
許可	しない。
次の条件を付して	許可する。

条件

経済産業大臣の記名押印

日付 \_\_\_\_\_

資格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

輸出許可申請は、契約書等に基づき輸出しようとする貨物が輸出貿易管理令別表第1に該当する場合に行うものであるため、契約書等に基づき、必要事項を記載します。記載上の主な注意事項は以下のとおりです。

① 会社などの法人の場合は、法人の代表権を持っている者が申請者となります。なお、委任状によって代表権を持っている者から輸出許可・役務取引許可申請に関する権限を委任された場合は、委任された者が申請者となることができます。この場合、委任状（委任状を経済産業省に登録している場合はそのコピー）を1部提出してください。

② 買主名と住所は、契約書等に記載されている輸出の相手方の名称・住所を正確に、省略せずに記載してください。なお、展示会への出展のように、輸出をしようとする者が輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合は、輸出をしようとする者を同欄（需要者の欄も同様）に記載してください。この場合の住所は、滞在予定先を記載してください。

（注）台湾を英語表記する場合は、単に「Taiwan」とだけ記載してください。

③ 荷受人は、契約書等に記載されている荷受人の名称・住所を記載してください。ただし、これらを契約書等で確認できない場合は、実際の荷受けを行う者の名称・住所を記載してください。なお、買主と同一である場合には、「買主と同じ」と記載してください。住所欄も同様に記載してください。

④ 需要者は、貨物を費消し、又は加工する者であって、契約書に記載されている名称・住所を記載してください。ただし、これらを契約書等で確認できない場合は、実際の貨物の使用者であって貨物の管理責任を負える者の名称・住所（通常は本社）を記載してください。この際、加工する者と費消する者が異なる場合には、これらを併記することとし、費消する者を後ろに記載してください。複数の需要者がいる場合には、これらを列記することとしますが、記載欄に書ききれない場合においては、「別紙」と記載し、添付する別紙に列記してください。

需要者が荷受人と同じである場合には「荷受人と同じ」（又は「買主・荷受人と同じ」と記載してください。

なお、輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しません。

⑤ 仕向地・経由地は、必ず国名（ただし、「香港」等は地域名）を記入してください。仕向地（国）に直接届けられ、経由地（国）がない場合は「Direct」と記載します。

（注）台湾を英語表記する場合は、単に「Taiwan」とだけ記載してください。

⑥ 商品名は、一般的な用語（固有名でなく、商品の種類を示す一般名）を用いて記載してください。輸出許可が必要な貨物は全て記載し、書ききれない場合は、別紙に記載し、申請書に添付します。

（注）同一の契約等で、2以上の貨物を輸出する場合は、別表1に該当する貨物を全て記載してください。

⑦ 型式等貨物を特定できるものを記載してください。

⑧ 輸出令別表第1の該当する項番及び中欄の括弧の番号を記載してください。なお、輸出令別表第1は、経済産業省のホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html> で閲覧できます。

⑨ 価額欄には、使用通貨単位（JPY、USD等）を付けて記載してください。また、建値（CIF、FOBなど）も必ず記載してください。なお、無為替輸出の場合は、当該貨物の価格（取得価格、時価など）を記載するようにしてください。また、1つの取引で該当貨物・非該当貨物の両方が含まれる場合、該当貨物だけを申請します。したがって、価額欄には該当貨物の価格のみを記載してください。

⑩ 数量及び総額の増加が契約書等で明記されている場合にのみ数値を記入します。それ以外は、「XX」を記入してください。

⑪ この欄には記入しないでください。